

## オンラインコンサルティング契約書

下記申込者（以下「甲」という）と合同会社アカデミア（以下「乙」という。）とは、乙が甲のために行うコンサルティング（以下「本サービス」という）に関して、本日、次のとおり合意した。

### 第1条（本サービスの要領）

本サービスは、以下の内容を行うものであり、何らかの成果を約束するものではない。  
本サービスの要領は次のとおりとする。

#### (1) 業務内容

- ① オリジナルテキスト等の配布、実録音声、講習会動画等の視聴
- ② 対面、LINE、メールによる助言（動画添削含む）
- ③ コンサルグループ LINE、講習会、セミナー等への参加

通話グループコンサルについては、以下の規則に従うものとする。

1. 定められた期日に行い、原則として、1ヶ月につき2回以内、1回あたり1時間以内を目安とする。
2. 甲の自己都合で休んだ分については、振替えは行わないものとする。
3. 対面コンサルに振り替える場合は、1回当たり1.5万円を乙に支払うものとする。

#### (2) 契約金額

金1,040,000円（消費税込み、コンテンツ代29万円分を含む）

### 第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、2025年9月18日から2026年9月17日までとする。  
ただし、コンテンツ閲覧は2025年2月18日より可能とする。  
また、第7条の定めにより本契約が終了した場合はこの限りではないものとする。
2. 前項に定める契約期間満了後に、甲が本契約の更新を希望する場合には、甲乙間で、別途協議の上、更新について定める。
3. 甲が1ヵ月以上、乙に対して連絡が取れない状態を続けたときは、乙は一切のコンサル業務を停止できるものとし、甲は乙に対し直ちに契約金の全額を支払う義務を負うものとする。また、既に甲が契約金の全額を支払っている場合、甲は乙に返金等の請求は一切できないものとする。

### 第3条（支払方法）

本件については、既に支払い済みである。

#### 第4条（中途解約および返金の禁止）

甲および乙は、本サービスにより提供される商品及び役務が情報商材としての性質を有するため、返品および中途解約できないものであることを確認し、甲は役務の性質上、本コンサルの受講開始後に本契約を中途解約することができないこと及び中途解約による返品および返金を求めることができないことを承諾する。

#### 第5条（知的財産権）

1. 本サービスの実施にあたって乙が甲に提供した、資料（以下「本資料」という）の著作権及びこれに含まれる商標権その他の知的財産権は、それぞれ、権利者である乙又は乙に対して使用許諾を行った原権利者に留保されるものとする。
2. 甲は、本サービスの実施にあたって、乙が提供した本資料について、乙の書面による明示の承諾がない限り、本サービス実施中の撮影および録画・録音、甲以外の第三者への転貸、使用許諾、展示、文書による表示等の行為を行うことができない。また、その目的の如何を問わず、無断で複製（電子ファイルの作成、電子メールによる送信、コンピューターを利用したネットワーク（インターネット及びイントラネット等）上へのアップロード、プリントアウトその他複製に類する一切の行為を含む。但し、甲が本サービス実施中にメモをとることはできるものとする）、改変、転載その他の利用を行うことはできない。

#### 第6条（守秘義務）

甲および乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。

- ① 相手方から開示を受けたときに既に公知であった事実。
- ② 相手方から開示を受けたときに既に自己が保有していた事実。
- ③ 相手方から開示を受けた後、自己の責によらず公知となった事実。
- ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務づけられた事実。

## 第7条（禁止行為および解除）

- 甲は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
- 甲が以下の各号のいずれかにでも該当したときは、乙は、なんらの通知又は催告を要することなく、ただちに本契約を解除できるものとする。
- また本項の規定により本契約が解除された場合、甲は契約が解除されたことによる不利益について乙に対して一切請求できない。
- (1) 他の受講者もしくは乙および乙の関係者に迷惑をかける行為（グループのルールに従わないことを含む）、又は本講座の進行を妨げもしくは批判・誹謗中傷する行為
  - (2) 本講座の受講中に中途退席もしくは欠席した場合の受講料の返還請求
  - (3) 本講座を通じて、もしくは本講座に関連して、営利を目的とした行為もしくは受講者を勧誘する行為（ネットワークビジネス、宗教勧誘等含むがこれに限られない。）又はその準備行為
  - (4) 法令に違反する、もしくは違反する恐れのある行為
  - (5) 乙の承諾なく、本講座および本講座に付随する講座の録音・録画・撮影・資料・動画の複製をする行為。

## 第8条（譲渡等の禁止）

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は、乙の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を譲渡してはならず、また、本講座につき、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾権の設定その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

## 第9条（免責）

甲は乙が本講座を提供するに際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や、本講座の受講後に心身の変調を來した場合、その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙（乙のスタッフを含む）の故意または重過失に基づいて生じた場合を除き（この場合損害賠償請求額は乙が受領した代金を上限とする。）、乙に対し、損害賠償請求又は費用返還請求を行わないものとする。

## 第10条（損害賠償）

1. 甲が本契約に違反し又は不正行為により乙に損害を与えた場合、乙は甲に対し、損害賠償請求ができるものとする。
2. 甲が本講座の利用・購入により第三者に対して損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、乙はいかなる責任も負担しないものとする。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、相手方が暴力団員等若しくは本条第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らかの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

## 第12条（裁判管轄）

甲及び乙は、本契約に関して生じる紛争を裁判により解決するときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第13条（信義誠実）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項は、信義誠実の原則に則り、別途甲乙協議の上解決する。

第14条（存続条項）

第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、  
並びに本条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

甲（申込者）

住所

氏名

乙

〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町36-6 ワールド宇田川ビル4階C室  
合同会社アカデミア

